

福岡県地域エネルギー政策研究会傍聴要領

(趣旨)

第一条 この要領は、福岡県地域エネルギー政策研究会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人)

第二条 傍聴人とは、座長の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(会議の開催周知)

第三条 会議の開催は、事前に県ホームページにより周知するものとし、周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(会議の非公開の決定)

第四条 座長が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴人の定員等)

第五条 傍聴人の定員は座長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

(受付)

第六条 会議の傍聴を希望する者は、受付で氏名及び住所を別紙の受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

2 受付は、会議開始予定時刻の30分前から開始し、先着順で座長が決定した定員となり次第、終了するものとする。

3 傍聴人は、事務局職員の指示に従って、会議開催時刻までに会場に入場しなければならないものとし、会議開会後は、入場を認めない。

(傍聴人の遵守事項)

第七条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。

(3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、事前に座長の許可を得た場合はこの限りではない。

(5) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。

(6) みだりに傍聴席を離れないこと。

(7) 座長及び事務局職員の指示に従い、その他会議の運営に支障となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第八条 傍聴人は、次に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。

- (1) 座長が非公開とすることを決定した議題に関する審議等を行うおうとするとき。
 - (2) 傍聴人がこの要領に違反し、座長が退場を命じたとき
- 2 前項第2号の規定により退場を命じられた者は、当日再び会場に入場することはできない。

(傍聴人への指示)

第九条 座長は、会議を円滑に進行するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第十条 傍聴人が、この要領の規定に違反したとき、座長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

(報道関係者の取扱い)

第十一条 報道関係者は、第五条及び第六条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

- 2 第七条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。
- 3 前項の場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(委任)

第十二条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に必要な事項は、その都度座長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年2月23日から施行する。

